

# 徳島市教育大綱（第2期）

## 1 大綱の位置づけ

徳島市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、徳島市の教育が目指す基本的な方向や目標を定め、今後推進すべき施策を明らかにするものです。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 2 大綱の期間

第2期の大綱の期間は、令和2年度を始期、令和6年度を終期とする5年間とします。

## 3 基本理念

「人間力」の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、  
『教育文化都市 徳島』の実現を目指します。

## 4 基本目標

かがやきの人づくり ～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～

## 5 基本方針

基本目標の達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

### 基本方針1 「生きる力」を育む学校教育の推進

学校教育においては、「生きる力」の育成を基本とし、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育を展開し、知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養を目指します。

### 基本方針2 信頼される教育環境の実現

開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な導入に努めるとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。さらに教育の組織運営体制の充実に努めます。

### 基本方針3 心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

### 基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

学校教育及び社会教育において、これまで積み上げてきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

#### **基本方針5** 郷土の遺産である文化財の保存と活用

伝統文化を継承・発展させるために、活動環境づくりに努めるとともに、文化財が現代社会において積極的な役割を果たすことができるように、その保護・整備・活用に努めます。

#### **基本方針6** 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興

生涯にわたるスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民がスポーツ・レクリエーションに関わり、地域に根ざした市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めるとともに、そのための施設設備の整備を推進します。

#### **基本方針7** 創造する喜びを拓げる生涯学習の推進

市民が必要とする学習を取捨選択できるように、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するため総合的な取組を進めます。

## 6 教育施策の推進

各教育施策は、「徳島市教育振興基本計画（第3期）」（令和2年3月策定）に基づき推進します。